厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

機能強化加算について

当院では「かかりつけ医」として、必要に応じて以下の対応を行っています。
受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要な薬の管理を行います。
必要に応じ専門の医師・医療機関をご紹介します。
健康診断の結果に関する相談など、健康管理に関する相談に応じます。
保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
夜間・休日の問い合わせにも可能な限り対応しています。
（連絡先 TEL099-272-0088）
災害等の発生時において、患者に対する医療の提供を継続的に実施することを目指すこと、非常時の体制で早期の業務再開を図ること及び患者と職員の安全を確保すること等を目的とした計画（業務継続計画）を策定中です。
厚生労働省のホームページにある、医療情報ネット(ナビィ)でかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

時間外対応体制加算3について

当院では、診療時間外における急な体調不良等に対応するため、厚生労働省が定める時間外対応体制加算3の施設基準を取得しています。

■ 施設基準の概要
当院は以下の体制を整備しています。

時間外の電話相談体制の確保
患者様からの問い合わせに対応できる体制を整えています。

医師が直接対応できる連絡体制の整備
必要に応じて、医師が直接相談に応じられる体制を確保しています。

地域医療機関との連携強化
救急医療機関や地域の医療機関と連携し、必要時に適切な医療につなげます。

緊急時の受診案内体制の整備
時間外の受診方法や対応可能な医療機関について案内できる体制を整えています。

■ 時間外対応体制加算3とは
診療時間外においても、患者様の不安や緊急時の相談に対応し、必要時には医師が直接対応できる体制を備えた診療所を評価する制度です。

■ 当院の取り組み
時間外の電話相談窓口の設置
医師が直接対応できる体制の確保
地域の救急医療体制との連携
患者様・ご家族への丁寧な説明と相談支援
当院は、患者様が安心して日常生活を送れるよう、
時間外の相談体制のさらなる充実に努めています。

地域包括診療加算について

1.健康相談への対応を図っています。
2.介護保険に係るご相談、主治医意見書の作成にも対応させていただきます。
3.在宅医療を実施しています。また、地域包括診療加算又は認知症地域包括診療加算を算定する患者様からの問い合わせには、24 時間対応しております。

在宅療養支援診療所3について

当院では、在宅で療養されている患者様に対し、24 時間の連絡体制や往診体制を整え、継続的な在宅医療を提供するため、厚生労働省が定める在宅療養支援診療所3の施設基準を取得しています。

■ 施設基準の概要
当院は以下の体制を整備しています。

24 時間の連絡体制の確保
患者様やご家族からの連絡に対応できる体制を整えています。

必要時の往診体制の整備
病状の変化に応じて、医師が往診できる体制を確保しています。

訪問看護ステーション等との連携
在宅療養を支えるため、訪問看護・介護サービスと連携しています。

在宅での看取りを含む継続的な医療提供
終末期を含め、患者様の意思を尊重した医療を提供します。

診療情報の適切な管理
在宅療養に必要な情報を一元的に管理し、継続的な医療に活かします。

■ 在宅療養支援診療所とは
在宅で療養される患者様に対し、
24 時間対応・往診・看取りを含む継続的な医療を提供できる診療所を評価する制度です。

■ 当院の取り組み
24 時間の連絡体制の整備
必要時の迅速な往診
訪問看護・介護サービスとの連携強化
在宅での看取り支援
患者様・ご家族への丁寧な説明と相談支援
当院は、患者様が住み慣れたご自宅で安心して療養を続けられるよう、
在宅医療体制のさらなる充実に努めています。

在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料

について

当院では、在宅療養中の患者様や施設入居中の患者様に対し、継続的な医学管理を提供するため、厚生労働省が定める在宅時医学総合管理料（在医総管）および施設入居時等医学総合管理料（施設総管）の施設基準を取得しています。

■ 施設基準の概要
当院は以下の体制を整備しています。

定期的な訪問診療の実施体制
医師が計画的に訪問し、病状の観察・治療方針の調整を行います。
24 時間対応の連絡体制
夜間・休日を含め、緊急時に連絡が可能な体制を確保しています。
診療計画の作成と評価
患者様の状態に応じた医学管理計画を作成し、定期的に見直します。
多職種連携の実施
看護師、薬剤師、ケアマネジャー、介護職員等と連携し、生活全体を支援します。
必要時の往診・入院受け入れ体制
病状悪化時には往診や入院対応が可能です。
■ 在宅時医学総合管理料とは
在宅で療養する患者様に対し、医師が定期的に訪問し、
継続的な医学管理・療養支援を行う体制を評価する制度です。

■ 施設入居時等医学総合管理料とは
介護施設等に入居する患者様に対し、医師が計画的に訪問し、
施設での療養生活を支える医学管理を行う体制を評価する制度です。

■ 当院の取り組み
定期的な訪問診療による病状管理
24 時間対応の安心サポート
多職種連携による包括的ケア
服薬管理・栄養管理・生活支援の強化
ご家族・介護者への相談支援

在宅がん医療総合診療料について

当院では、在宅で療養されているがん患者様に対し、24 時間対応・疼痛管理・緩和ケア・看取り支援を含む総合的な在宅医療を提供するため、厚生労働省が定める在宅がん医療総合診療料の施設基準を取得しています。

■ 施設基準の概要
当院は以下の体制を整備しています。

24 時間の連絡体制の確保
患者様・ご家族からの連絡に対応できる体制を整えています。

必要時の往診体制
痛みの増悪や急変時に医師が往診できる体制を確保しています。

疼痛管理・緩和ケアの実施
がんに伴う痛みや症状を和らげるための医療を提供します。

訪問看護ステーションとの連携
24 時間対応の訪問看護と連携し、切れ目のない在宅療養を支えます.

在宅での看取り支援
患者様の意思を尊重し、ご自宅での看取りにも対応しています。

診療情報の一元管理
在宅療養に必要な情報を適切に管理し、継続的な医療に活かします。

■ 在宅がん医療とは
がん患者様が住み慣れた自宅で療養を続けられるよう、
医師・看護師・訪問看護・介護職などが連携し、医療と生活を支える仕組みです。

■ 当院の取り組み
疼痛管理・緩和ケアの充実
24 時間対応の相談・往診体制
訪問看護・介護サービスとの連携強化

ご家族への説明・相談支援
在宅での看取り支援
当院は、患者様とご家族が安心して在宅療養を続けられるよう、
総合的な在宅がん医療の提供に努めています。

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）について

当院では、脳血管疾患や神経疾患などによりリハビリテーションを必要とされる患者様に対し、継続的で質の高いリハビリテーションを提供するため、厚生労働省が定める脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）の施設基準を取得しています。

■ 施設基準の概要
当院は以下の体制を整備しています。

リハビリ専門職（PT・OT）の配置
外来リハビリテーションを継続的に提供できる体制を確保しています。

医師によるリハビリテーション管理
計画の作成・評価・指示を行い、患者様の状態に応じて適切に調整します。

個別リハビリテーション計画の作成
症状・生活状況に応じた計画を作成し、定期的に見直します。

地域医療機関との連携
必要に応じて、専門医療機関・訪問看護・介護サービスと連携します。

適切なリハビリ提供環境の整備
リハビリ室の設備、安全管理、感染対策などを整えています。

■ 脳血管疾患等リハビリテーションとは
脳卒中、脳外傷、脊髄疾患、神経難病などにより低下した機能を改善し、
日常生活動作（ADL）の向上や社会復帰を目指すリハビリテーションです。

■ 当院の取り組み

個別性を重視した訓練プログラム
歩行訓練・筋力強化・バランス訓練
生活動作の改善を目指した訓練
ご家族への説明・相談支援
在宅生活を見据えた支援体制
当院は、患者様が安心してリハビリに取り組める環境づくりを大切にしています。

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）について

当院では、運動器疾患によりリハビリテーションを必要とされる患者様に対し、高度で専門的なリハビリテーションを提供するため、厚生労働省が定める運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の施設基準を取得しています。

■ 施設基準の概要
当院は以下の体制を整備しています。

リハビリ専門職（PT・OT）の配置
運動器疾患に対する専門的なリハビリを提供できるスタッフを配置しています。

医師によるリハビリテーション管理
計画作成・評価・指示を行い、患者様の状態に応じて適切に調整します。

個別リハビリテーション計画の作成
症状・生活状況に応じた計画を作成し、定期的に見直します。

地域医療機関との連携
必要に応じて、専門医療機関・訪問看護・介護サービスと連携します。

適切なリハビリ提供環境の整備
リハビリ室の設備、安全管理、感染対策などを整えています。

■ 運動器リハビリテーションとは
骨折、靭帯損傷、変形性関節症、脊椎疾患、手術後などにより低下した運動機能を改善し、

日常生活動作（ADL）や生活の質（QOL）の向上を目指すリハビリテーションです。

■ 当院の取り組み
個別性を重視した訓練プログラム
歩行訓練・筋力強化・関節可動域訓練
生活動作の改善を目指した訓練
ご家族への説明・相談支援
在宅生活を見据えた支援体制
当院は、患者様が安心してリハビリに取り組める環境づくりを大切にしています。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）について

当院では、医療に従事する職員の賃金改善（ベースアップ）を図るため、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定を行っております。
本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事すること等を目的としており、当院もこの施設基準に適合し、届出を行っております。ご理解ご協力を頂けますようお願い申し上げます。

物価対応料について

当院では「物価対応料」を算定いたします。
物価対応料は、医療材料費・光熱費・物品費 などの物価高騰に対応し、 医療の質と安全を維持するために国が設けた制度です。
● 対象となる診療
・ 外来(初診時・再診時・訪問診療時)
● 患者様のご負担について
保険診療の自己負担割合に応じて、 物価対応料の一部をご負担いただくことになります。皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書発行について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。
なお、必要のない場合にはお申し出ください。
または領収証の発行とあわせて、明細書の発行を(公費負担医療受給者で医療費の自己負担がない方にも)無料で行っております。必要がない方はお申し出下さい。
または当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。
明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和６年 10 月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

特別の料金とは

先発医薬品と後発医薬品の価格差の４分の１相当の料金のことを言います

例えば、先発医薬品の価格が 1 錠 100 円、後発医薬品の価格が 1 錠 60 円の場合、差額 40 円の 4 分の 1 である 10 円を、通常の 1～3 割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

- 端数処理の関係などで特別の料金が 4 分の 1 ちょうどにならない場合もあります。
- 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。
- **特別の料金の計算について**

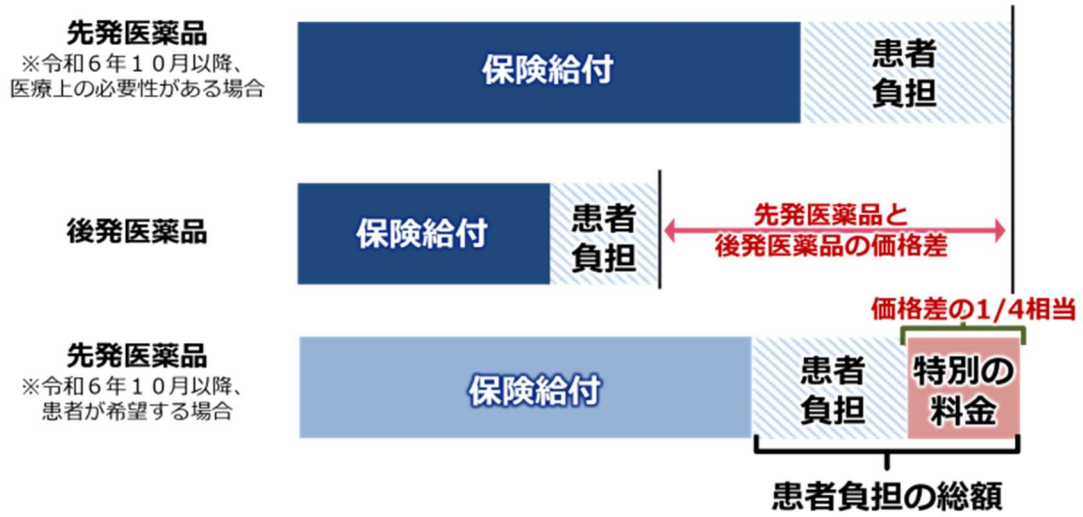

保険外負担に関する事項

当院は以下の事項についてその使用に応じた実費の負担をお願いしています

診断書料等　1通　　2,200 円～　11,000 円
各種証明書料　　55 円
各種ワクチン接種料　　1,200～9,000 円
画像データ CD　　2,200 円
オムツ　　220 円
フラットパット　　55 円
尿とりパット　　55 円
リハビリパンツ　　220 円

その他詳しくは窓口におたずね下さい。

届出に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨を九州厚生局長に届出をおこなっております。

◇基本診療料の施設基準

機能強化加算
時間外対応体制加算 3
地域包括診療加算 2

◇特掲診療料の施設基準

在宅療養支援診療所 3
在宅時医学総合管理料 1
在宅がん医療総合診療料
脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ
運動器リハビリテーション料Ⅰ
外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ